



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月28日(月曜日) 第 2002 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 2 等 陸 士、2 等 海 士 及 び 2 等 空 士 と し て 採 用 す  
る 自 衛 官 の 募 集 期 間 等 …… (危 機 管 理 課) 1
- 保 安 林 の 指 定 予 定 の 通 知 (3 件) …… (自 然 環 境 課) 1
- 宮 崎 県 漁 業 調 整 規 則 に よ る 聴 聞 の 期 日 に お け る  
審 理 の 公 開 …… (水 産 政 策 課) 2
- 道 路 の 区 域 の 変 更 (2 件) …… (道 路 保 全 課) 2

頁

- 道 路 の 供 用 の 開 始 (2 件) …… (道 路 保 全 課) 3
- 公 告
- 土 地 改 良 区 の 役 員 の 就 退 任 の 届 出 …… (農 村 整 備 課) 3
- 落 札 者 等 の 公 告 …… 4
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警 備 員 等 の 検 定 の 実 施 に つ い て …… 4
- 正 誤
- 平 成 20 年 4 月 14 日 付 け 県 公 報 (第 1972 号) 中 …… 5
- 平 成 20 年 7 月 14 日 付 け 県 公 報 (第 1998 号) 中 …… 5

## 告 示

### 宮 崎 県 告 示 第 574 号

自 衛 隊 法 施 行 令 (昭 和 29 年 政 令 第 179 号) 第 114 条、第 117 条 第 1 項 及 び 第 118 条 に 規 定 す る 2 等 陸 士、2 等 海 士 及 び 2 等 空 士 と し て 採 用 す る 自 衛 官 の 平 成 20 年 度 の 募 集 期 間、採 用 試 験 の 試 験 期 日、試 験 場 の 位 置 及 び 名 称 並 び に 連 絡 先 は、次 の と お り で あ る。

平 成 20 年 7 月 28 日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫

募 集 種 別	募 集 期 間	試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	連 絡 先
2 等 陸 海 空 士 (男 子)	平 成 20 年 8 月 1 日 から 同 年 9 月 10 日 まで	(筆 記 試 験) 平 成 20 年 9 月 20 日	宮 崎 市	宮 崎 第 一 生 命 ビ ル デ ィ ン グ 新 館	自 衛 隊 宮 崎 地 方 協 力 本 部 (電 話 0985 (53) 2643)
			都 城 市	都 城 市 総 合 福 社 会 館	
			延 岡 市	延 岡 市 中 小 企 業 振 興 セ ン タ ー	
			日 南 市	日 南 市 保 健 福 祉 セ ン タ ー	
			小 林 市	J A 小 林	
			日 向 市	日 向 市 勤 労 青 少 年 ホ ー ム	
			高 鍋 町	南 九 州 大 学	
(口 述 試 験)	都 城 市	陸 上 自 衛 隊 都			

試 験 及 び 身 体 検 査	期 間	試 験 場	城 駐 屯 地
平 成 20 年 9 月 24 日 から 27 日 まで の う ち 指 定 す る 日		新 富 町	航 空 自 衛 隊 新 田 原 基 地
(筆 記 試 験) 平 成 20 年 9 月 28 日	平 成 20 年 8 月 1 日 から 同 年 9 月 10 日 まで	宮 崎 市	宮 崎 第 一 生 命 ビ ル デ ィ ン グ 新 館
		都 城 市	陸 上 自 衛 隊 都 城 駐 屯 地
		新 富 町	航 空 自 衛 隊 新 田 原 基 地
(口 述 試 験 及 び 身 体 検 査)	平 成 20 年 9 月 29 日		

### 宮 崎 県 告 示 第 575 号

森 林 法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 29 条 の 規 定 に よ り、農 林 水 産 大 臣 から、次 の と お り 保 安 林 の 指 定 を す る 予 定 で あ る 旨 の 通 知 が あ っ た。

平 成 20 年 7 月 28 日

宮 崎 県 知 事 東 国 原 英 夫

- 1 保 安 林 予 定 森 林 の 所 在 場 所 西 臼 杵 郡 日 之 影 町 大 字 七 折 字 矢 筈 岳 1001、1004-1 から 1004-3 まで、1005-1、1005-2、1011、1018-1 から 1018-3 まで、1022、1023-1、1029
- 2 指 定 の 目 的 水 源 の か ん 養
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
    - ア 主 伐 に 係 る 伐 採 種 は、定 め ない。
    - イ 主 伐 と し て 伐 採 を す る こ と が で き る 立 木 は、当 該 立 木 の 所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 576号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字高附 602、字添の坪 747-1、大字上揚字壺之木浦 267-ハ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字高附 602・字添の坪 747-1・字壺之木浦 267-ハ（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 577号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市美川町 706-56・北諸県郡三股町大字蓼池字城下1050（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 578号**

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第32条第5項において準用する同規則第30条第2項の規定により、聴聞の期日における審理を次のとおり公開により実施する。

平成20年 7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 聴聞の日時  
平成20年 7月29日（火曜日）午前 9時から午後 5時まで
- 2 聴聞の場所  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号 宮崎県庁 1号館 4階海区漁業調整委員会室
- 3 予定される不利益処分の内容  
宮崎県漁業調整規則第32条第 1項の規定によるいせえび磯建網漁業の許可（操業区域が日向市と児湯郡の海岸線における境界点から正東の線と（世界測地系）北緯31度58分50秒の線との間の海域（共同漁業権の漁場を除く。）の許可に限る。）に係る制限及び条件の付加
- 4 聴聞に関する事務を担当する部局等  
宮崎県農政水産部水産政策課 電話番号0985（26）7146

**宮崎県告示第 579号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7月28日から平成20年 8月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 269号	宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲2722番 8 地先から宮崎市源藤町葉山 242番地先まで	旧	11.0 ～ 35.0	2970.0
			宮崎郡清武町大字加納字長嶺甲2722番 8 地先から宮崎市大坪町西六月2202番 1 地先まで		14.0 ～ 56.0	3378.0
			宮崎郡清武町大字加納	新	11.0 ～ 35.0	2970.0

		字長嶺甲27 22番8地先 から宮崎市 源藤町葉山 242番地先 まで			
		宮崎郡清武 町大字加納 字長嶺甲27 22番8地先 から宮崎市 大坪町西六 月2202番1 地先まで	14.0 ~ 86.8	3378.0	

		242番地先 まで		
		宮崎郡清武 町大字加納 字長嶺甲27 22番8地先 から宮崎市 大坪町西六 月2202番1 地先まで		

**宮崎県告示第 580号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年7月28日から平成20年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎西大坪 西一丁目22 39番2地先 から同市大 坪町西六月 2231番1地 先まで	旧	16.0 ~ 17.0	250.0
				新	16.0 ~ 22.0	250.0

**宮崎県告示第 581号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月28日から平成20年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎郡清武 町大字加納 字長嶺甲27 22番8地先 から宮崎市 源藤町葉山	平成20年7月29日

**宮崎県告示第 582号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年7月28日から平成20年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎西大坪 西一丁目22 39番2地先 から同市大 坪町西六月 2231番1地 先まで	平成20年7月29日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年7月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	鳥 越 清 次	小林市大字南西方 993番地
理 事	中 園 裕 昭	小林市大字細野3286番地
理 事	小 屋 新 一 郎	小林市大字細野3253番地
理 事	仮 屋 俊 昭	小林市大字細野3141番地
理 事	吉 元 正 一	小林市大字細野3566番地

理 事	小 園 公 博	小林市大字細野3482番地
理 事	鈴 木 正	小林市大字細野3356番地 3
理 事	中 嶋 宇 一	小林市大字細野3861番地
理 事	安 影 ヨシ子	小林市大字細野3044番地 6
理 事	町 浦 節	小林市大字細野2913番地
理 事	押領司 修 博	小林市大字細野4059番地
理 事	坂 元 重 則	小林市大字細野4005番地
監 事	上ノ蘭 昭 利	小林市大字南西方 848番地
監 事	内 満 勝 徳	小林市大字細野3504番地の 1
監 事	上 田 明	小林市大字細野3988番地

(任期：平成22年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	上ノ蘭 美 利	小林市大字南西方 985番地
理 事	藤 原 次 男	小林市大字細野3309番地 2
理 事	吉 留 睦 夫	小林市大字細野3210番地
理 事	前 原 和 明	小林市大字細野3131番地
理 事	小 園 大 作	小林市大字細野3533番地
理 事	加治屋 一 敏	小林市大字細野3480番地
理 事	福 嶋 昭 治	小林市大字細野3829番地
理 事	中 嶋 宇 一	小林市大字細野3861番地
理 事	坂 元 宏 康	小林市大字細野2933番地
理 事	川 原 英 貴	小林市大字細野2928番地
理 事	上仮屋 正 利	小林市大字細野4619番地
理 事	安 影 重 雄	小林市大字細野3500番地 2
監 事	前 原 哲 郎	小林市大字細野3136番地
監 事	温 水 寛 明	小林市大字細野4137番地イ
監 事	押領司 貢	小林市大字細野4063番地の 5

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年 7 月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
LAN用クライアントパソコン賃貸借 一式 ( 845台)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年 5 月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 株式会社システム開発 宮崎市大橋 3 丁目 101番地 1  
(2) NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
111,793,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成20年 3 月24日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成20年 7 月28日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成20年10月25日(土)午前 9 時から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までに済ませること。

- 2 実施場所  
鹿児島市坂元町 784番地  
鹿児島県警察学校
- 3 定員  
30人(鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 8 条第 1 号に該当する者  
(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成20年9月8日(月)から9月19日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)

カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受験辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受験票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受験に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号0985-31-0110)に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

正 誤

平成20年4月14日付け県公報(第1972号)中

ページ	段	行	誤			正		
1	右	3	針金橋1	II-1-7330	急傾斜地の崩壊	針金橋1	II-1-7330	急傾斜地の崩壊
			八重の平1	II-1-7108	急傾斜地の崩壊			
		11	浅敷	I-1-1358	急傾斜地の崩壊	浅敷	I-1-1358	急傾斜地の崩壊
			八重の平	I-1-1387	急傾斜地の崩壊	八重の平	I-1-1387	急傾斜地の崩壊

平成20年7月14日付け県公報(第1998号)中

ページ	段	行	誤				正			
7	左	46	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊	川南町	仲原	I-1-2116	急傾斜地の崩壊	
			坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊		坂下	II-1-6211	急傾斜地の崩壊	
			川南町	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊	都農町	宮野尾	I-1-3404	急傾斜地の崩壊
			白石	I-1-3405	急傾斜地の崩壊	白石		I-1-3405	急傾斜地の崩壊	
			宮ノ尾	I-1-3406	急傾斜地の崩壊	宮ノ尾		I-1-3406	急傾斜地の崩壊	